

随意契約理由書

1 修繕名称

鶴見緑地公園事務所屋根修繕（緊急）

2 契約の相手方

株式会社 アディックス 代表取締役 箕井 淳

3 随意契約理由

本修繕は、台風21号の影響により、当事務所（鶴見緑地公園事務所）屋根部が破損したため修繕を行うものである。

事務所屋根は、強風の影響によりアスファルトシングル葺き部材がはがれ、雨漏りがある。

この状態であると、雨漏りにより空調機や照明器具等の電気設備や建物自体にも被害が及ぶ可能性があり、また、今後起こりうる不測の自然現象により、同様の事象が再び発生し、通行する人などに危害を与える恐れがあるため、安全対策上、早急に修繕する必要がある。

なお、業者選定にあたっては、本市入札参加有資格者名簿において、建築一式工事での登録していることに加え、部品調達等、本修繕に迅速対応できる上記業者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5 担当部署

建設局東部方面管理事務所 鶴見緑地公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称

桜之宮公園詰所外周フェンスほか1か所修繕（緊急）

2 契約の相手方

北川組 代表者 北川 博

3 随意契約理由

本修繕は、台風21号の影響により、桜之宮詰所の外周フェンス及び桜之宮公園内のジャバラゲートが破損したため修繕を行うものである。

桜之宮詰所の外周フェンスについては、フェンス基礎が傾斜地にあり、雨と強風の影響により、基礎上部が突出し半倒壊の状況になっており、付近を通行する歩行者や車両等に危険な状態になっている。

桜之宮公園内のジャバラゲートについては、公園内から大川へ進入するスロープの出入口に設置しており、利用のたびに当該ゲートを開閉することにより安全を確保しているものである。

こちらについては、強風によりレールから外れ、転倒により破損し開閉が出来なくなっており、現在カラーコーンとバーで注意喚起を行っているが、スロープから川へ市民の方が容易に進入できる状況となっており、危険な状態になっている。いずれも、この状態のままでは、二次災害に繋がる恐れがあるため、早急に修繕が必要である。

なお、業者選定にあたっては、本市入札参加有資格者名簿において、とび・土工・コンクリート工事での登録していることに加え、部品調達等、本修繕に迅速対応できる上記業者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5 担当部署

建設局東部方面管理事務所 鶴見緑地公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称

市岡公園他1公園シェルター等屋根張替修繕（緊急）

2 契約相手方

株式会社 山田組

3 随意契約理由

本件は、台風21号の影響により、市岡公園のトイレ屋根及び市岡・小林各公園のシェルターの瓦が一部破損、飛散したため修繕を行うものである。

現在、市岡公園のトイレ屋根及び市岡・小林各公園のシェルターについては瓦が剥がれており、残っている部分も不安定な状態である。いずれも今後同様の強風が発生した場合二次災害の恐れがあり、このままでは来園者に安全な公園利用を提供できないことから、早急に修繕を行う必要がある。

なお、業者選定に当たっては、本市入札参加有資格者名簿において建築一式工事での登録を有していることに加え、部品調達等、本修繕に迅速に対応できる上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所 八幡屋公園事務所

随意契約理由書

- 1 修繕名称
真田山公園事務所 両開扉修繕（緊急）
- 2 契約相手方
（株）大師組
- 3 随意契約理由
本件は、台風21号により事務所資材置き場の両開扉が倒壊したため修繕を行うものである。
上記事務所資材置き場は、公園維持管理業務において使用する真砂土や川砂を保管している場所である。入口は1か所の両開扉しかいないため、現在常に開いた状態で公園利用者も出入り可能になっており、大変危険なため至急、修繕の必要がある。
なお、業者選定にあたっては、本市入札参加有資格者名簿において建築での登録を有し、かつ部品調達等、本修繕に迅速に対応できるため上記業者に随意契約を行うものである。
- 4 法令根拠
地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号
- 5 担当部署
真田山公園事務所